

■姫路市立動物園方針の経緯

1 昭和 44 年 特別史跡姫路城跡整備管理方針

(姫路市、文化庁、大蔵省(現財務省)、兵庫県との4者による協定)

「最小限度の現状変更に止める。」

2 昭和 61 年 特別史跡姫路城跡整備基本構想の策定

「動物園の移転を図る。」

◆動物園移転事業

城閣庭園整備事業を進めるに当たって是非とも行わなければ事業である。

本事業は史跡地外に移転すべきとするも諸般の事情から史跡地内への移転を図り、10 年程度を目途に外部移転を図る。新しい時代に即応した施設整備と立地条件、市民ニーズに適合した動物公園整備を目指す。

3 平成 20 年 特別史跡姫路城跡整備基本構想の改定

「動物園は、真実性(オーセンティシティ)の確保のため移転する。」

※特別史跡姫路城跡のゾーニングを行い動物園の位置する内曲輪は「往時の姿を保ち続ける城郭」とし近世城郭を基調とし、「城郭」の姿の保存・復元を図るとされた。

◆内壕の復元

内壕については、大正時代末期から昭和時代初期に埋め立てられたと推測される区域については復元を前提とした調査を進める。このため、内壕を埋め立てた区域に立地する動物園については真実性(オーセンティシティ)の確保のため移転する。

◆復元する御作事所出丸の活用

内壕の復元により整備される御作事所出丸では、城郭の保存修理技術の伝承を図るとともに姫路城をはじめとする城郭建築への理解を深めるための学習の場として検討する。

4 平成 22 年 姫路市立動物園のあり方検討会報告書

「動物園は移転して存続する」

5 平成 23 年 特別史跡姫路城跡整備基本計画策定

「整備対象期間(平成 23~32 年度)までは現行通り運営を継続するが、運営管理方針を策定し、平成 32 年度を目途に移転等について検討する。」

◆動物園の運営

本基本計画における整備対象期間(平成 23~平成 32 年度)は、現行通り運営を継続するが、将来における移転を前提に動物園の運営及び管理に関する方針を策定する。

なお、本基本計画の整備対象期間の最終年度である平成 32 年度を目途に、特別史跡の指定区域からの移転等について、市民サービスの向上及び文化財保護、観光振興の視点に留意し具体的に検討する。

◆姫路市立動物園の運営管理方針

- ①飼育動物は将来における移転を見据えた選定を行う。
- ②遊戯具は、利用状況と耐用年数及び安全性を勘案し、縮小に努める。
- ③動物とのふれあい等による体験学習機会、種の保存などの調査研究機能の充実に努める。